

サステナビリティ、人権・環境デュー・ ディリジェンスに関する法規制および 関連争訟の最新動向等

2024年6月

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

目次

1. 欧州での関連法令の全体像	p.2
2. サプライチェーンDD	p.5
3. 開示（CSRD・ESRS）	p.35
4. 紛争事例紹介	p.47
5. 実務対応	p.55

1 | 欧州での関連法令の全体像

主要な法令・法案一覧

法案	法令・法案内容	ステータス
紛争鉱物資源に関する規則	紛争鉱物資源の鉱石や金属を「紛争地域および高リスク地域」から調達するEUの精錬事業者や輸入事業者に対し、調達する鉱物資源が紛争や人権侵害を助長していないことを確認する事前調査（デュー・ディリジェンス）の実施を義務付けるもの	2017年制定、施行
コーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDD）	グローバル・バリューチェーンを通じて、人権および環境双方の観点から、持続可能で責任のある企業行動を促進することを目的として提案。企業活動による児童労働や労働者の搾取などの人権への負の影響、および、環境汚染、生物多様性の損失をはじめとした環境への影響を特定し、必要に応じて防止、撲滅、緩和するプロセスの構築と実施等を求める	2022年2月欧州委員会公表。2024年5月24日閣僚理事会で最終承認
強制労働産品禁止規則	強制労働により生産された製品のEU域内での流通、EU域外への輸出を禁止する規則案。欧州委員会は、EU域外での調査を主導。リスクが加盟国の領土内にある場合、その加盟国の所轄官庁が調査を主導する	2024年3月5日閣僚理事会と欧州議会で政治合意。今後、両機関によって承認され、正式に採択される必要あり

主要な法令・法案一覧

法案	法令・法案内容	ステータス
非財務情報開示指令（NFRD）	非財務情報を開示することを義務付けるもの。対象範囲や開示内容をより充実させることを目的として、NFRDに取って代わる指令としてCSRDが発効された（前述）	2014年制定、2018年施行
金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連の情報開示に関する規則（SFDR）	金融機関と市場参加者の間のサステナビリティに関する透明性の向上を目的とする	2019年制定、2021年施行
企業サステナビリティ報告指令（CSRD）	サステナビリティ情報の開示を求める。適用企業はEU事業者、第三国事業者、金融商品の発行体。開示内容の詳細は欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が策定する欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）により規定。EU非財務情報開示指令（NFRD）の内容を更新・強化した法規制	2023年1月5日発効。適用時期はカテゴリーにより異なる。EU事業者として欧州子会社が対象になると、原則2025年から適用（2025年のデータを2026年に開示）

2 | サプライチェーンDD

サプライチェーンとは

▶ サプライチェーンとは

- ▷ 製品・サービスの供給網に着目して使われる用語
- ▷ 次の活動が含まれる
 - ▶ 自社の製品・サービスの原材料や資源、設備やソフトウェアの調達・確保に関するもの（上流）
 - ▶ 自社の製品・サービスの販売・消費・廃棄などに関するもの（下流）

▶ バリューチェーンとは

- ▷ 供給網のみならず製品・サービスに付加価値を与える活動に着目して使われる用語
- ▷ サプライチェーンに加えて、人事・労務管理、技術開発、調達、インフラの管理など、企業の事業に付加する活動が含まれる

サプライチェーンDDとは

▶ サプライチェーンDDとは

- ▶ 合理的かつ思慮分別ある企業が、その状況（活動分野、事業活動の状況、規模等）に照らして、人権や環境に関する自身の責任を果たすために実行する管理プロセス
- ▶ 企業が、自社・グループ会社およびサプライチェーン等における人権や環境への負の影響を特定・評価、防止・軽減、取組の実効性評価のうえ、その結果を説明・情報開示していくために実施する一連のプロセス

サプライチェーンDDに関連する国際スタンダード

- ▶ 企業による環境、社会的な課題について責任ある行動を期待する国際的な枠組
 - ▷ 国連人権理事会「ビジネスと人権に関する指導原則」
 - ▷ OECD「多国籍企業行動指針」
 - ▶ OECD「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」
 - ▷ ILO「多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言（多国籍企業宣言）」

- ▶ 国連グローバル・コンパクト、持続可能な開発目標ほか

人権・環境リスクに関連する法令

▶ 人権・環境リスクに関連する法令整備

▷ 企業は、人権・環境DDに関連するあらゆる法制に対応できる体制構築を目指すことが求められる

類型	概要	国・地域（例）
開示・報告義務型	人権・環境リスクへの対応等に関する 開示・報告 を義務づけ	カリフォルニア州（サプライチェーン透明法） 英国（現代奴隷法） オーストラリア（現代奴隷法） EU（非財務情報開示指令/SFDR/CSRD（2023年1月5日発効））    
DD実施義務型 （開示・報告義務含む）	人権・環境DD の実施、開示・報告を義務づけ	ドイツ（サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法） フランス（企業注意義務法） ノルウェー（透明性法） オランダ（児童労働注意義務法）（施行時期未定） スイス（紛争鉱物及び児童労働に関するデュー・ディリジェンス法） EU（紛争鉱物資源規則、 コーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令 ）      
輸出入規制型	強制労働により製造された産品などに対する輸出入規制	米国（ウイグル強制労働防止法、マグニツキー法、関税法307条） カナダ（関税法改正） EU（グローバル人権制裁制度、強制労働産品の上市・輸出禁止規則案）   



- ▶ コーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDD: Corporate Sustainability Due Diligence Directive）
 - ▷ 欧州グリーンディールの一環として立案
 - ▷ 一定規模以上の対象企業に対し、自社のバリューチェーンにおける人権・環境リスクのデュー・ディリジェンス実施を求めるもの
 - ▷ バリューチェーンにおける人権・環境に関するデュー・ディリジェンスの実施および開示の義務化を通じて、人権の尊重や環境課題に配慮した企業の持続可能で責任ある事業活動を促進することを目指す
 - ▷ デュー・ディリジェンスの実施は、国連指導原則等をはじめとする国際スタンダードにそったもの

EU : CSDDD成立までの経緯と今後の流れ



▶ CSDDD成立までの経緯と今後の流れ

- ▷ 2022年2月：欧州委員会による指令案公表
- ▷ 2023年12月：EU理事会と欧州議会による政治的暫定合意
- ▷ 2024年2月：ドイツやイタリアの反対により、EU理事会で否決
- ▷ 2024年3月：EU理事会常設代表委員会において範囲を縮小した修正CSDDD案の合意
- ▷ 2024年4月：欧州議会による最終投票
- ▷ 2024年5月：EU理事会による正式承認→CSDDDの採択の最終決定
- ▷ 今後、CSDDDはEU官報掲載後、20日後に発効予定
- ▷ 各加盟国は2年かけてCSDDDを国内法化

EU : CSDDD 対象企業および適用開始時期



▶ 適用対象企業：規模に応じて段階的に適用対象拡大（2条、37条）

適用開始時期	EU企業	非EU企業→EU代表者要選任（23条）
発効後3年以内 [2027～]	- 従業員数5,000名超 かつ - 全世界売上高15億ユーロ超	EUにおける売上高15億ユーロ超
発効後4年以内 [2028～]	- 従業員数3,000名超 かつ - 全世界売上高9億ユーロ超	EUにおける売上高9億ユーロ超
発効後5年以内 [2029～]	- 従業員数1,000名超 かつ - 全世界売上高 4 億5千万ユーロ超	EUにおける売上高 4 億5千万ユーロ超

- ▶ 連結ベースで上記閾値を満たす企業グループの最終親会社も適用対象
- ▶ 親会社が適用されると、子会社は親会社のDDポリシーに従う必要がある（グループレベルでの対応が必要）（6条2項）
- ▶ EU域内のフランチャイズまたはライセンス契約を締結している企業またはグループ最終親会社で、EU域内での年間ロイヤリティが2,250万ユーロかつ全世界売上高8,000万ユーロ超のEU企業および非EU企業にも適用（発効後5年以内）¹²

EU : EU代表者



- ▶ EU加盟国を設立準拠法とする法人、又はEU加盟国に住居を有する自然人をEU代表者として選任する必要あり（23条1項）

EU : CSDDD 対象企業の義務内容（5条）



1. デュー・ディリジェンスの企業方針・リスク管理体制の組み込み（7条）
 2. 人権・環境デュー・ディリジェンスの実施（8条、9条）
 - ▷ 人権・環境に関する実在するまたは潜在的な負の影響の特定・評価
 3. 人権・環境に関する潜在的な負の影響の防止・軽減、実在する負の影響の停止・最小化（10条、11条、12条）
 4. ステークホルダーとの対話（13条）
 5. 苦情処理メカニズムの設置・運用（14条）
 6. デュー・ディリジェンスの方針および各措置の有効性につきモニタリング・評価（15条）
 7. デュー・ディリジェンスの取組状況に関する年次報告書の公表（16条）
- 【気候変動対策】気候変動に関するパリ協定と整合性のある脱炭素移行計画の策定・実行（22条）

EU : DDの企業方針・リスク管理体制への組み込み



- ▶ DDを社内の関連するポリシーおよびリスク管理体制に組み込み、リスクベースでのDDを確保するためのDDポリシーを策定する（7条1項）→認識している負の影響、当該負の影響に対処するために講じた適切な措置、評価の結果を考慮
- ▶ DDポリシーの条件（7条2項）
 - ▷ 従業員およびその代表者との事前協議が必要
 - ▷ 以下の全てを網羅する必要あり
 - ▶ 企業のDDに対するアプローチに関する記述（長期的視点を含む）
 - ▶ ルールと原則を記述する行動規範（code of conduct。企業とその子会社、一定の条件の下での直接または間接のビジネスパートナー（BP）が従うもの）
 - ▶ DDを社内の関連するポリシーに組み込み、DDを実施するためのプロセスに関する記述（行動規範の遵守を確認し、また、当該規範の適用をBPに拡大するために講じられる措置を含む）
- ▶ アップデート（7条3項）
 - ▷ 重大な変化が生じた後不合理な遅滞なく
 - ▷ 最低24か月ごとにレビューを行い、必要に応じて

EU : デュー・ディリジェンスの対象課題（人権）



▶ 人権への負の影響（3条1項(c)）

▷ 人権の根拠となる国際条約

- ▶ 国際人権規約（社会権規約・自由権規約）
- ▶ 児童の権利に関する条約
- ▶ ILO中核的労働基準

▷ 具体例

- ▶ 強制労働、児童労働
- ▶ 雇用および職業における差別（人種、宗教、障がい、社会的出身、ジェンダーほか）
- ▶ 結社の自由、団体交渉権の効果的な承認等

EU：デュー・ディリジェンスの対象課題（環境）



▶ 環境への負の影響（3条1項(b)）

▷ 測定可能な環境劣化

▷ 具体例

- ▶ 環境汚染（土壌汚染、水質汚染、大気汚染、過剰な水使用など）
- ▶ 生物多様性
- ▶ 水銀、化学物質
- ▶ オゾン層破壊防止
- ▶ 廃棄物処理

EU : デュー・ディリジェンスの対象範囲



▶ デュー・ディリジェンスの対象範囲（8条1項）

▷ 自社およびその子会社のみならず、企業の「Chain of Activities」が対象（3条1項(g)）

▶ 上流にある取引先の活動：

原材料・製品の設計・製造、調達、輸送、保管、供給、サービスの開発等

▶ 下流にある取引先の活動：

自社製品の流通、輸送、保管などのうち、自社のために行われるもの

▷ 事業のマッピング→リスクの高い領域において深掘調査（8条2項）

▷ 独立の報告書や、通知メカニズム・不服手続を通じて得られた情報等の適切なリソースの利用（8条3項）

▷ 金融セクターの場合、下流は適用対象から除外。ただし、指令施行後2年以内に追加的なデュー・ディリジェンス義務につき検討

▶ リスクベースアプローチ：負の影響の深刻度（規模、救済困難度、範囲など）、発生可能性等に基づき優先順位付けをした上で、優先度が高いものから実施（9条）

EU：負の影響の防止、軽減、停止、最小化等



- ▶ 負の影響の防止・軽減（10条）
- ▶ 負の影響の停止・最小化（11条）
- ▶ 現実の負の影響の矯正（12条）
 - ▷ 自身が負の影響をもたらしている場合：矯正義務
 - ▷ BPが負の影響をもたらしている場合：任意の矯正義務。負の影響をもたらしているBPに影響を与えることを通じた矯正も



▶ ステークホルダーとの対話（13条）

- ▷ ステークホルダーとは、企業の活動によって影響を受ける/その可能性のある利害関係者
- ▷ ステークホルダーの例：取引先、自社・グループ会社および取引先の従業員、労働組合・労働者代表、顧客、消費者、市民団体、NGO、業界団体、周辺住民、先住民族、投資家・株主、国、地方自治体等
- ▷ デュー・ディリジェンスの過程で、ステークホルダーとの対話が求められる

▶ 苦情処理メカニズムの設置・運用（14条）

- ▷ 適用対象企業のバリューチェーン上の人権・環境に対する負の影響に関する情報や懸念につき、適用対象企業に対して通報できるシステムを構築
- ▷ 国連指導原則の定める要件を備えることが求められる



▶ モニタリング（15条）

- ▷ 定期的な評価を実施
- ▷ 質的・量的な指標に基づく
- ▷ 実施タイミング
 - ▶ 重大な変化が起きた後不合理に遅滞なく
 - ▶ 最低12か月以内
 - ▶ 負の影響が生じる新たなリスクが起こるかもしれないと合理的な根拠を持つに至ったときはいつでも
- ▷ 適切な場合には、評価の結果に従って、かつ、ステークホルダーからの関連情報も適切に考慮した上で、DDポリシー、認識した負の影響および 適切な措置をアップデートする必要あり



- ▶ 自社のウェブサイトや年次報告書を通じて、取組状況を開示（16条）
- ▶ CSRDに基づく開示義務対象企業は、CSDDD上の報告義務は免除される



- ▶ EU加盟国の国内法により、CSDDDの違反に対する制裁が規定される（27条1項）
- ▶ 制裁金（27条4項）
 - ▷ 違反企業の全世界売上高（最終親会社の場合には連結ベース）の5%を上限とする制裁金
- ▶ 民事責任（29条）
 - ▷ 違反企業は、次の条件を満たす場合において、CSDDDの違反により生じた損害を賠償する民事責任を負う（1項）
 - ▶ 企業が故意または過失による、潜在的な負の影響の防止、現実の負の影響の停止・最小化の義務を果たさなかった場合
 - ▶ 上記義務違反の結果、国内法で保護される自然人または法人の法的利益に対する損害が発生している場合
 - ▷ ただし、バリューチェーンの取引先のみによって生じた損害については、損害賠償責任は負わない（1項）



▶ モデル契約条項（18条）

- ▷ 欧州委員会が、EU加盟国およびステークホルダーとの協議を経て、指令発効から30か月以内に選択的なモデル契約条項についてのガイダンスを採択予定
- ▷ 10条2項(b)・11条3項(c)（直接のBPからの契約上の保証）への対処を念頭に置いたもの

▶ ガイドライン（19条）

- ▷ 欧州委員会が、EU加盟国およびステークホルダーならびに各種関係者との協議を経て、ガイダンスを公表する旨を示唆（ガイダンスのトピック次第で、指令発効から30か月または36か月以内を想定）

▶ シングルヘルプデスク（21条）

- ▷ 企業が、本指令上の義務を履行するための情報、指針および支援を求められるEUレベルの窓口

ドイツ：サプライチェーンDD法（LkSG）の概要

- ▶ サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法（LkSG: Lieferkettensorgfaltspflichtengesetz）
 - ▷ 一定規模以上の在独企業に対し、国内外の自社のサプライチェーンにおける人権および人権に影響を及ぼす環境課題に関するデュー・ディリジェンスの実施およびその内容の開示を義務づける
 - ▷ CSDDDに先がけ、国内法が整備された
 - ▷ デュー・ディリジェンスの実施は、国連指導原則等をはじめとする国際スタンダードにそったもの

ドイツ：LkSG成立までの流れ

▶ LkSG成立までの流れ

- ▷ 2011年：国連人権理事会「国連指導原則」の全会一致での支持
 - ▶ 国家による①人権保護義務、②企業による人権尊重、③救済について整理
 - ▶ 国家による「ビジネスと人権に関する国別行動計画」（NAP）策定を求める
 - ▶ 法的拘束力はないが、企業・業種にかかわらず全ての企業が対象
- ▷ 2016年：ドイツ国別行動計画策定
- ▷ 2018年～2020年：ドイツ国別行動計画に基づくモニタリング実施
- ▷ 2020年：モニタリング結果を受け、法案協議
- ▷ 2021年6月：承認・官報掲載
- ▷ 2023年1月：全面施行
- ▷ CSDDDDの施行後、CSDDDDの内容にそって改正される見込み

ドイツ：LkSG対象企業および適用開始時期



▶ 適用対象企業

- ▷ 次の地理的基準および従業員数基準の両方を満たす会社。適用対象会社の法形態（例：株式会社、有限会社、支店等）による限定はなく、全ての法形態の会社が適用対象
- ▷ 地理的基準
 - ▶ 本店、主要な事業所または登録事務所がドイツにある会社。外国企業のドイツ支店も含まれる
- ▷ 従業員数基準
 - ▶ 従業員3,000名以上の会社：2023年1月1日より適用対象
 - ▶ 従業員1,000名以上の会社：2024年1月1日より適用対象

ドイツ：LkSG対象企業の義務内容



1. リスク管理体制の構築（モニタリング制度の構築など）
2. 人権および環境に関するリスク管理をモニタリングする責任者の明確化
3. 定期的な人権および環境侵害リスクの分析
4. 人権尊重および環境保護に関する基本方針の策定
5. 企業と直接サプライヤーにおける人権および環境侵害の発生予防措置の策定および実行
6. 人権および環境侵害の是正措置の策定および実行
7. 苦情処理メカニズムの策定および実行
8. 間接サプライヤーのリスクに関するデュー・ディリジェンス実施義務の履行（具体的な情報がある場合のみ）
9. 上記各義務の履行に関する開示、報告書の作成および監督官庁への提出

ドイツ：LkSGの対象課題（人権）



▶ 人権の根拠となる国際条約

- ▷ 国際人権章典（世界人権宣言、国際人権規約（社会権規約・自由権規約））
- ▷ 中核的労働基準

▶ 具体例

- ▷ 児童労働、強制労働、奴隷
- ▷ 長時間労働、労働安全衛生義務の不履行
- ▷ 労働基本権（団結権、団体交渉権、団体行動権・争議権）の制限
- ▷ 差別、不平等扱い
- ▷ 暴力などを伴う過剰防衛

ドイツ : LkSGの対象課題 (環境)



▶ 環境保護の根拠となる国際条約

- ▷ 水銀に関する水俣条約
- ▷ 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約
- ▷ 有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約

▶ 具体例

- ▷ 人権への負の影響につながる土壌汚染、水質汚染および大気汚染等の環境汚染、森林および水資源の没収

ドイツ：デュー・ディリジェンスの対象範囲

▶ 直接サプライヤー

▶ 間接サプライヤー

- ▶ 間接サプライヤーについて、LkSG上は、直接サプライヤーの場合と異なり、常にデュー・ディリジェンス実施義務を負うわけではなく、人権侵害または環境問題に関する具体的な情報がある場合にデュー・ディリジェンス実施の義務を負う
- ▶ 間接サプライヤーもデュー・ディリジェンス実施の対象とする国際スタンダードで求められている基準よりも限定的



▶ 課徴金

- ▷ 義務違反の内容および個別の状況によるが、以下のとおり課徴金が課されうる（金額の閾値は違反の深刻度により異なる）
 - ▶ 原則、80万ユーロ以下の課徴金（法人の場合、8百万ユーロ以下の課徴金）
 - ▶ 義務に違反した企業の直近3年間のグローバルでの平均年間売上高が4億ユーロを超えている場合には、当該グローバルでの平均年間売上高の2%以下の課徴金

▶ 公共調達からの除外

- ▷ デュー・ディリジェンス義務違反の内容が重大で、一定金額を超える課徴金を課された企業は、公共調達の入札手続から最長3年以下の期間除外する行政処分の対象になりうる

▶ サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法に基づく義務の違反につき、特別の民事責任を負わないことが明文化されている。一方、人権侵害を受けた者は、企業に対して一般民事責任を追及することは妨げられない

デュー・ディリジェンスへの取組にあたっての留意事項

- ▶ 各法制の根底にあるものは国連指導原則をはじめとする国際スタンダード

	 CSDDD	 LkSG	 注意義務法
国連指導原則 OECDガイダンス	○	○	○
サプライチェーン等	○	○	○
DD実施要請	○	○	○
報告・開示要請	○ (CSRD対象企業以外)	○	○

- ▶ 直接の適用対象とならない場合でも、欧州にバリューチェーンを有する企業には影響あり
 - ▷ 取引先からデュー・ディリジェンスの実施を求められる
 - ▷ 顧客の選択
- ▶ デュー・ディリジェンス実施体制構築に要する時間を考慮の上、準備を進める必要あり

日本企業に求められる対応

- ▶ 各国の法整備状況、内容の把握
- ▶ 自社に対する適用の有無の確認
- ▶ 国際スタンダード（国連指導原則、OECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス等）の理解
- ▶ 各国政府機関からのガイダンスの理解
- ▶ サプライチェーンにおける人権・環境課題に対する方針策定
- ▶ 自社のサプライチェーン、リスクの把握
- ▶ 自社の現在の運用と国際スタンダード、各国の要求事項とのギャップ分析
- ▶ 特定の部署だけでなく、企業横断的な協力体制の構築
- ▶ 特にCSDDDに顕著であるが、Requirementは法的なカッチリとしたものであり、ふわっとした対応では意味をなさない

3 | 開示 (CSRD・ESRS)

1 概要

- ▶ 企業サステナビリティ報告指令（CSRD : Corporate Sustainability Reporting Directive）
- ▶ 2023年1月5日発効
- ▶ 2014年に導入されていた非財務情報開示指令（NFRD : Non-Financial Reporting Directive）に基づく既存の規制を強化するため、対象企業の範囲を拡大し、かつ開示項目を充実・明確化
- ▶ 企業による環境・社会・ガバナンス等への取組状況に関する透明性や信頼性を確保
- ▶ EU各加盟国は、2024年7月6日までにCSRDに基づき国内法を整備するよう要求されている
- ▶ 具体的な開示項目の詳細は、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS : European Sustainable Reporting Standards）によって別途定められる

1 概要（続き）

- ▶ CSRD の適用対象企業は、年次報告書の一部であるマネジメント・レポートにおいて、環境・社会・ガバナンスといったサステナビリティ情報を開示することが求められる
- ▶ 開示にあたって「ダブルマテリアリティ」の考え方が採用されており、サステナビリティ関連の課題が自社の企業価値に及ぼす影響のみならず、自社の企業活動がサステナビリティ関連の課題に及ぼす影響についても考慮した上での開示が求められる
- ▶ 開示されるサステナビリティ情報については、基準の遵守に関する第三者の保証（「外部保証」）が段階的に求められる
- ▶ サステナビリティ情報の開示をめぐっては、現状では様々な国際的基準が存在しているが、CSRDは国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）やGlobal Reporting Initiative（GRI）スタンダードといった国際的な基準との調整も試みられている

2-1 対象企業および適用開始時期

- ▶ 適用対象企業は、2024年会計年度から2028年会計年度にかけて段階的に拡大

適用対象企業	CSRD適用対象会計年度	開示開始時期
NFRD適用対象企業	2024年会計年度	2025年
NFRD適用外の大規模企業	2025年会計年度	2026年
EU域内で上場する中小企業（零細企業を除く）	2026年会計年度	2027年
一定の要件を満たすEU域外企業※	2028年会計年度	2029年

- ▶ NFRD のもとでの適用対象企業は従業員 500 名超の公益性を有する大規模な EU 企業に限定されており、約11,700 社程度であったが、CSRD は適用対象企業の範囲を上記のとおり段階的に拡大し、約50,000 社が開示の対象になるとの見込み

※適用対象となるEU域外企業：EU域内での連結売上高が2会計年度連続して1億5,000万ユーロ超であり、**かつ**、①EUにおける子会社が大規模企業または上場企業に該当すること、**または**②EUにおける支店のEU域内の直近会計年度における純売上高が4,000万ユーロ超であることという2つの要件のうち、いずれかの要件を満たす企業が該当するもの

2-2 企業規模の新基準

- ▶ EU会計指令で定められる企業規模の基準を改正する委任指令が2023年12月施行され、2024年会計年度から新基準適用。企業規模の各基準は約25%引き上げ。各企業は新基準に基づき適用の有無や開示時期を要検討

企業規模	新基準
大規模企業	①総資産残高2,500万ユーロ（改正前2,000万ユーロ）、②純売上高5,000万ユーロ（改正前4,000万ユーロ）、③年間平均従業員数250名（改正なし）の基準のうち、少なくとも2つ以上の基準を <u>超える</u> もの
中規模企業	①総資産残高2,500万ユーロ（改正前2,000万ユーロ）、②純売上高5,000万ユーロ（改正前4,000万ユーロ）、③年間平均従業員数250名（改正なし）の基準のうち、少なくとも2つの基準を <u>超えない</u> もの
小規模企業	①総資産残高500万ユーロ（改正前400万ユーロ）、②純売上高1,000万ユーロ（改正前800万ユーロ）、③年間平均従業員数50名（改正なし）の基準のうち、少なくとも2つの基準を <u>超えない</u> もの
零細企業	①総資産残高45万ユーロ（改正前35万ユーロ）、②純売上高90万ユーロ（改正前70万ユーロ）、③年間平均従業員数10名（改正なし）のうち、少なくとも2つの基準を <u>超えない</u> もの

3-1 開示内容（ESRS）

- ▶ 開示内容は、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS : European Sustainability Reporting Standards）に関する欧州委員会委任規則（ESRS 委任規則）において定められる
- ▶ 全セクター共通で適用されるESRSは、2023年12月22日にEU官報に掲載され、2024年1月 1 日以降から適用開始
- ▶ セクター別基準、中小企業向け基準、域外企業向けの基準を定めたESRSについては、準備期間の確保や企業による開示負担を考慮し、2026年6月30日に採択の期限が延長された
- ▶ ESRSは単に開示項目の列挙ではなく、各項目に詳細な要件を指定している
- ▶ 従業員数750名未満の対象企業は一定の項目について段階的に導入することが可能

3-2 ESRsが規定する開示基準の構成（全セクター共通）

基準	分類	項目	内容
横断的基準	ESRS1	全般的要求事項（一般原則）	ESRSに基づく開示に際しての一般原則・基本的概念の説明
	ESRS2	全般的開示事項（必須開示事項）	①ガバナンス②戦略③影響・リスク・機会のマネジメント④指標と目標を中心とする開示の目的および開示要求事項の説明
環境	ESRS E1	気候変動	「環境」に関する各開示項目につき、開示の目的および要求事項の説明
	ESRS E2	汚染	
	ESRS E3	水および海洋資源	
	ESRS E4	生物多様性およびエコシステム	
	ESRS E5	資源利用および循環型経済	
社会	ESRS S1	自社の労働者	「事業活動」に関する各開示項目につき、開示の目的および要求事項の説明
	ESRS S2	バリューチェーンにおける労働者	
	ESRS S3	影響を受けるコミュニティ	
	ESRS S4	消費者および最終顧客	
ガバナンス	ESRS G1	事業活動	「社会」に関する各開示項目につき開示の目的および要求事項の説明

3-3 開示事項

- ▶ ESRS 1（全般的要求事項）に示された、開示に際して考慮されるべき一般原則に基づき、ESRS2（全般的開示）でCSRD対象企業にとって必須の開示事項が定められている
- ▶ 環境（ESRS E1～E5）、社会（ESRS S1～S4）、ガバナンス（ESRS G1）で規定される開示項目については、各企業が以下の両方の観点から、その重要性（マテリアリティ）を評価し、その結果に応じて関連ある情報の開示が求められる
 - ▷ サステナビリティ関連の課題が自社の企業価値に及ぼす影響
 - ▷ 自社の企業活動がサステナビリティ関連の課題に及ぼす影響

3-3 開示事項（続き）

- ▶ 自身のビジネスモデルや事業活動に照らして関係のないもの（重要でないもの）についての情報開示は省略可能
- ▶ マテリアリティ分析については、外部機関による保証が求められる
- ▶ 気候変動について、マテリアリティ分析の結果開示不要と判断した場合には当該アセスメントの詳細な説明が必要
- ▶ その他の事項について、マテリアリティ分析の結果開示不要と判断した場合には当該アセスメントを簡潔に説明できる

4 保証

- ▶ サステナビリティに関する開示の信頼性を確保するため、CSRDに基づく報告について第三者による保証が義務づけられる
- ▶ 開示の適用開始当初は限定的保証を求められ、その後、より厳格な審査が求められる合理的保証への移行が検討される（CSRD Art 3 (15)）
- ▶ 具体的な限定的保証の基準は2026年10月1日までに、合理的保証の基準は2028年10月1日までに、欧州委員会が委任規則を採択予定
- ▶ 第三者保証を提供できる者
 - ▷ 法定監査人や監査法人。それ以外の独立保証業務提供者による保証（profession-agnostic保証制度）も各EU加盟国で許可できる仕組み
- ▶ 第三者保証に関する詳細は各EU加盟国で整備される国内法次第であり、引き続き各EU加盟国の動向を注視する必要（たとえばフランスでは、独立した第三者機関によるサステナビリティ保証業務の提供を許容）

5 国内法化の状況

- ▶ 現在、フランス、ルーマニア、チェコの3カ国はCSRDの国内法化
- ▶ たとえばフランスでは、フランス商法典において、サステナビリティに関する一般的な報告義務が規定され（フランス商法典 L232-6-3）、詳細は政令で定められる仕組みになっているが、報告基準はESRSに即したものの。また、各種義務に違反した場合の制裁も設けられている
- ▶ 他のEU加盟国についても、2024年7月6日までに国内法の整備が求められている
- ▶ 国によっては開示の免除規定や軽減措置、EU子会社や域外親会社による開示のアプローチについても何らかのルールが定められる可能性あり

6 企業の対応事項

- I. 適用対象の特定、体制の構築（本社とEU子会社のどちらが主体となって進めるか・役割分担）
 - EU子会社がCSRDの適用対象となるかを判断
 - 日本の本社がEU域外企業の要件を満たすかを判断
 - EU子会社がリードする場合も、グループ会社の首尾一貫した開示
- II. マテリアリティの分析、未対応のサステナビリティ課題の洗い出し
- III. サステナビリティ課題に対応したビジネスモデル・オペレーションの検討
- IV. 情報収集のプロセス・バリューチェーン間でのデータ連携の検討、内部のルール・体制整備
- V. 加盟国法の制定状況・内容のフォローやCSRD/ESRS・各加盟国法の要件の解釈を伴う論点の検討は並行して進める必要

4 | 紛争事例紹介

サステナビリティ関連の訴訟・通報

▶ 全体像

- ▷ 企業の事業活動による人権侵害に関する訴訟は、2011年の国連指導原則やそれ以降の企業による開示や人権DDの法制化の動きが加速する以前からあった
- ▷ 開示や人権DDに関する法制化が進んだ国においては、それらの法律を根拠とする人権に関連する訴訟提起や行政機関への通報も相次いでいる
- ▷ 人権侵害を行った企業は民事責任または/および刑事責任の両方が問われうるものの、実際には多くのケースは企業の民事責任を問うものである
 - ▶ たとえば、人権侵害を防止・軽減するための合理的な措置がとられていないとして、善管注意義務違反を理由とした損害賠償や、適切な措置命令を求める訴訟など

サステナビリティ関連の訴訟・通報の当事者

▶ 訴訟や通報を行う主体

- ▷ 影響を受けた個人、集団、労働組合、NGO、株主、投資家など

▶ 訴訟や通報を行う主体

- ▷ 政府、企業、金融機関など

▶ 根拠

- ▷ ハード・ロー：民法、刑法、人権課題に関連する法令

- ▷ ソフト・ロー：国連指導原則など

▶ ビジネスと人権リソースセンターが公表している訴訟データベースによる分析

- ▷ 10件中8件→労働者または影響を受けた地域住民による訴訟

- ▷ 2件に1件→人権侵害が発生した国とは異なる国での訴訟提起（有効性に課題あり）

訴訟・通報事例：オランダ

- ▶ 2019年に人権DDを義務づけるオランダ児童労働注意義務法が成立しているが、2024年6月現在、未施行の状態であり、同法を根拠とした訴訟はまだない
- ▶ 2021年5月、オランダハーグ地裁は、某大手石油会社に対して、2030年までにCO2を2019年比で45%削減することを命令（対処範囲は自社のみならず、販売した製品等から生じる排出量を含めたサプライチェーン・バリューチェーン全体におけるCO2排出量）
- ▶ 地裁は、当該大手石油会社のオランダ民法上の一般注意義務の有無の判断にあたり、気候変動問題を人権問題と位置づけ、（本来企業に対して法的拘束力のない）「国連指導原則」を、人権を尊重すべき責任の根拠として参照している

訴訟・通報事例：フランス

- ▶ 企業に対する人権DD義務を課す注意義務法が2017年に導入されたフランスでは、注意義務に関する計画書の内容や特定の事業融資の適否を巡った訴訟が相次いでいる
- ▶ 2023年2月、注意義務法に基づく最初のケースであった某エネルギー会社に対するNGOによる訴訟提起は、手続面が遵守されていない（送達時の訴訟提起内容と公判における訴えの内容が実質的に異なる）として棄却された。また、当該エネルギー会社の注意義務に関する計画書の内容の適否については急速審理における判断の権限を越えるとコメントした
- ▶ その他、2023年に入ってから金融機関による化石燃料への融資の適否や、注意義務に関する計画書の内容を巡った訴訟が相次いでいる

訴訟・通報事例：ドイツ

- ▶ 2023年1月よりサプライチェーン・デュー・ディリジェンス法が適用開始となったドイツでは、公開情報に基づく限り、2024年6月現在、同法に基づく訴訟は不見当であるが、同法の管轄当局であるドイツ連邦輸出管理庁（BAFA: Bundesamt für Wirtschaft und Ausfuhrkontrolle）が開設した苦情受付窓口への通報事例は複数確認されている
- ▶ 2023年4月、FEMNET、ECCHR、NGWFといったNGO/労働組合が、LkSGに基づく初の苦情申し立てをBAFAに提出
- ▶ これらのNGO/労働組合は、バングラデシュにおいて衣服を生産する国際的企業が職場における安全を改善するための効果的なメカニズムであるBangladesh Accordに署名していないのはLkSGに基づくデュー・ディリジェンス義務の違反であると主張

企業にとっての訴訟リスクと求められる対策

▶ 企業にとってのリスク

- ▷ 訴訟や通報が必ずしも企業側の敗訴、制裁につながるわけではないが、訴訟提起や通報の事実が報道されたり、ソーシャルメディア等で広く拡散される場合がある
- ▷ 訴訟対応で膨大なコストと時間がかかる

▶ 企業に求められる対策

- ▷ 自社がこれまで人権尊重や環境保護に関してとってきた対応についてどこまで説明できるかがポイント
 - ▶ 企業として人権の尊重や環境保護に関する方針を立て、リスク分析や対策を行っている上に、救済のための体制も整えていることを説明できる企業であれば反論できる
 - ▶ 人権方針も未策定で、救済措置も整えていなかったということになれば、責任を問われる可能性がより高くなりうる

企業にとっての訴訟リスクと求められる対策

▶ 企業に求められる対策（続き）

- ▷ 自社がとりうる合理的な対策実施（人権方針、企業倫理、サプライヤー策定方針）
- ▷ デュー・ディリジェンスを通して事業のリスク分析（リスクの高い国、分野を優先）
- ▷ 取り組むべき課題に優先順位をつける（負の影響の大きさを考慮）
- ▷ 何らかの問題が顕在化した場合には、訴訟の結果にかかわらず企業のイメージや評判への影響があることも考慮して、慎重に対策実施
- ▷ 日頃からステークホルダーとの対話の場を設けることで、問題を小さいうちに解決

5 | 実務対応

1 サプライチェーンDDに関する法令の受け止め方

- ▶ 法令の適用範囲と、執行リスクに固執しない：**絶対にここで止まらない！**
 - ▷ 自社に適用されなくても、取引先から聞かれる→対応できないと、取引を打ち切られる
- ▶ 国別の法令の詳細にこだわらず、全体としてのガバナンスの仕組みを早く作る
 - ▷ 各国の法令は、概ねハーモナイズされている
 - ▷ 一度体制整備して/調査しておしまいではない、骨格を早く作っていくことが重要
 - ▷ 各国の法令の違いについては、必要となれば追ってカスタマイズしていく
- ▶ サプライチェーンDDをやるべきなのは、何故だろうか。
 - ▷ 法律にあるから？そういう時代になったから？企業として責務を果たすべきだから？
 - ▷ 「企業としての責務」を自分の言葉で語れるだろうか？
 - ▷ 対応は、「得」なのか、「損」なのか？

1 サプライチェーンDDに関する法令の受け止め方（続き）

- ▶ ガバナンスの仕組みの骨格は？何から着手するか？
 - ▷ 適用範囲を検討し、法令上の調査すべきスコープを見極める？
 - ▷ 体制を整備し、人権指針を作る？
 - ▷ 取引先に質問状を配布する？
 - ▷ グリーバンスの手続を定める？

2 取引先との間の契約締結の動向

▶ 取引先から、取引先の人権ポリシーを遵守するよう要請があった。どうするか？

▷ 各社のご経験

▷ どのように対応するか（したか）？

▶ 守れないところを削除する？

▶ 守れないけどサインする？

▶ そのままサインせざるを得ないとして、交渉できるところはあるか？

3 CSRD対応に当たってのGDPR上の留意点

- ▶ 本社から、CSRD対応のために情報を提供してほしいとの連絡があった
 - ▷ どうやって情報を提供するか？
 - ▶ 従業員の一覧をそのまま送付することはできるか？
 - ▶ 統計化・匿名化・仮名化は必要か？
 - ▷ 本社の良くある言い分：「日本は充分性認定を受けたから、個人データは問題なく移転できます」
 - ▶ これは正しいか？
 - ▶ 本社にどういう説明をすると良いか？
- ▶ CSRD対応のベンダーのウェブサイトに情報をアップロードするよう言われた
 - ▷ アップロードして大丈夫か？何か確認することはないか？

4 グリーンバンス手続とGDPR

- ▶ グリーンバンス（不服申立て）の窓口の設定に際し、GDPR上どのような点に留意すべきか？
 - ▷ グループ会社に共有される場合には、越境データ移転の規制
 - ▷ 外部ベンダーを起用している場合には、ベンダーとのデータ処理契約
 - ▷ プライバシーノーティスによる情報提供
 - ▷ 処理記録
 - ▷ 他には？
- ▶ プライバシーノーティスに同意を取得する必要があるか？
- ▶ GDPRのリスクを低減するために、どのようなことができるか？

5 人権、環境、デジタルの関係のイメージを膨らませる

▶ 人権、環境、デジタルが3つとも関係することの例

- ▷ 人権といえば・・・強制労働、児童労働、、、
- ▷ 環境といえば・・・グリーンエネルギー、CO2削減、サーキュラーエコノミー、、、
- ▷ デジタルといえば・・・AI、データ、コネクテッドカー、、、

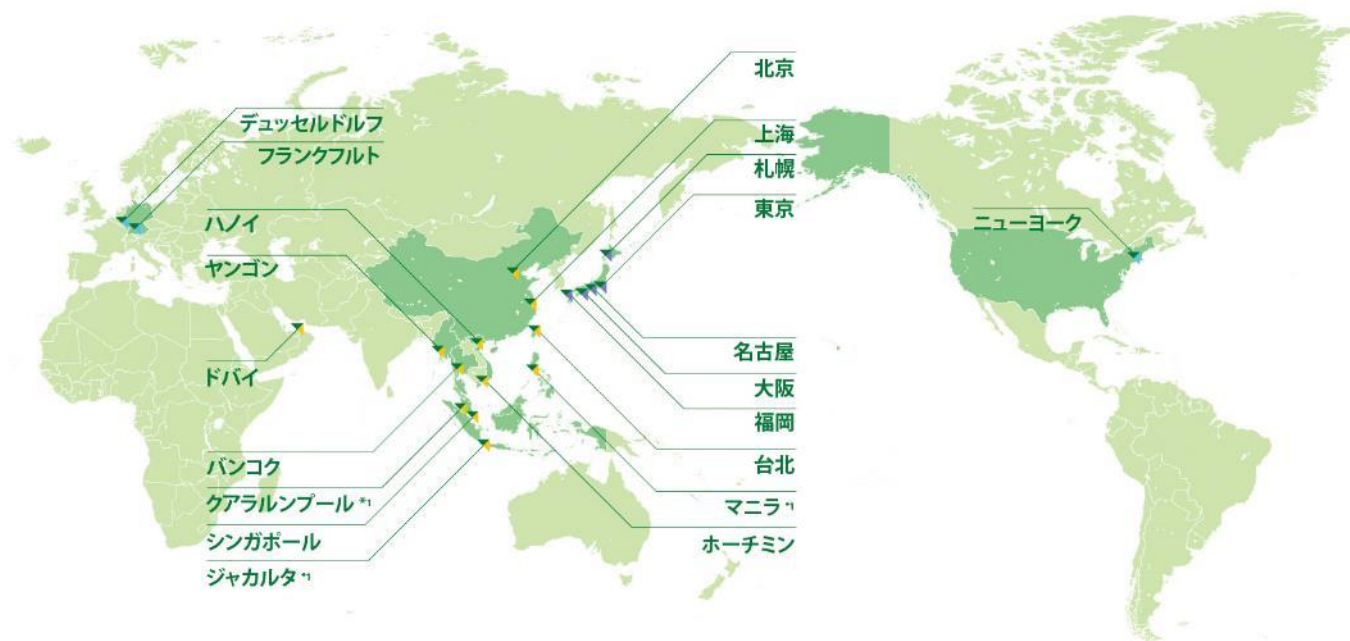
▶ 例えば、「電池規則」と「データ法（Data Act）」

- ▷ サプライチェーンのDD
- ▷ 排出量のトレース
- ▷ データ共有を容易にするためのデータ法のIoTポータビリティ条項

西村あさひのグローバルリーチ

西村あさひは、複雑かつ高度な専門性を要する様々な分野の法律業務をOne Stopで対応することのできる国際法律事務所です。

全世界20拠点に、800名を超えるプロフェッショナルを有し、答えや前例のない難題に挑みながら、国・分野を問わずクライアントの幅広いニーズに対応可能な、多様性に富んだ強固な組織体制を整えております。



800+ Professionals^{※2} 20+ Offices

LexMundi
World Ready



世界最大級の法律事務所ネットワークの
日本における唯一のメンバーファーム

当事務所は、125か国を超える国々をカバーし、米国の各州を含めて150の法律事務所をメンバーとするLex Mundiに所属しております。

International & Cross-Border
Capabilities (Japanese Firms)において
最高評価のBand 1を獲得
Chambers Global 2024

弁護士のご紹介



石川 智也

パートナー
フランクフルト/デュッセルドルフ
n.ishikawa@nishimura.com
+49 (0)69 257 298 801

当事務所フランクフルト&デュッセルドルフオフィスの共同代表。欧州でのM&A・GDPR対応、サプライチェーンDD対応、グローバル内部通報の窓口、EU・加盟国レベルの規制法調査等、日系企業の欧州進出を幅広く支援している。各国のデータ保護法制に明るく、データの越境移転の問題への対処をはじめ、グローバルでのデータガバナンス構築のためのソリューションを提供。



加藤 由美子

カウンセラー
フランクフルト/デュッセルドルフ
yu.kato@nishimura.com
+49 (0)69 257 298 805

多国籍企業を主なクライアントとし、コーポレート/M&A、独占禁止法/競争法、国際訴訟案件を含む企業法務全般に従事。世界25カ国以上の多国籍チームの中でクロスボーダー案件に関与する等、豊富な国際経験を有する。また、欧州における人権・環境DD法制化の動きにも精通しており、関連分野の調査案件にも従事する。国際機関、NGO等のPro Bono案件（法令調査、判例編纂および電子化）も複数手がけ、関連セミナーや執筆活動も行う。



Dominik Kruse

パートナー
フランクフルト/デュッセルドルフ
d.kruse@nishimura.com
+49 (0)69 257 298 806

当事務所フランクフルト&デュッセルドルフオフィスの共同代表。大手国際法律事務所およびグローバル企業における豊富な実務経験を有し、欧州各国を含む世界50か国超の国においてM&Aの経験がある。日本企業の欧州におけるコーポレートおよびクロスボーダーM&A案件、リストラクチャリング案件、紛争案件等につき、EUの規制動向を踏まえた効果的・効率的なアドバイスを提供。



Maximilian Lentz

アソシエイト
フランクフルト/デュッセルドルフ
m.lentz@nishimura.com
+49 (0)69 257 298 803

京都大学と龍谷大学の研究留学経験を有し、母国語のドイツ語のほか、日本語および英語での案件対応が可能。ドイツ国内外M&A、ベンチャーキャピタル、ジョイントベンチャー、コンプライアンスに関する諸法、ドイツ国内外のコーポレート業務、一般企業法務等に従事。EUにおける規制の進展について詳しい。ドイツ連邦共和国弁護士。

弁護士のご紹介



澤田 文彦

アソシエイト
フランクフルト/デュッセルドルフ

f.sawada@nishimura.com
+49-(0)211-88-250-140

クロスボーダープロジェクトにおける欧州を含む各国データ保護法対応の支援、グローバルでのデータガバナンスの構築、規制法令調査およびデータ侵害対応等について、日系企業を幅広く支援している。コーポレート・M&A分野でも、米国法律事務所および総合商社での勤務を含む豊富な実務経験を有し、会計・税務の観点を踏まえた助言を行うことにも強みを有する。弁護士（日本・ニューヨーク州）、日本公認会計士協会準会員、Certified Information Privacy Professional/Europe & United States。

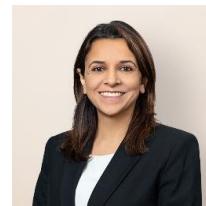


服部 啓

アソシエイト
フランクフルト/デュッセルドルフ

k.hattori@nishimura.com
+49 (0)69 257 298 802

欧州を含む国内外のデータ保護法対応、グローバルなデータ侵害対応、AI・IoT・XR等の情報通信領域を中心とする新規・基盤技術を活用した知的財産・技術取引（ライセンス、研究開発、戦略的事業提携、権利移転等）について、豊富な実務経験を有する。多国籍メディア・エンタメ企業への出向経験も有し、グローバルなコンテンツ取引や広告表示、消費者保護等の規制対応を含め、コンテンツ分野に関するアドバイスも提供する。これらの実務経験を活かし、近時は、AIガバナンスやプライバシー・データガバナンスの構築支援にも注力している。

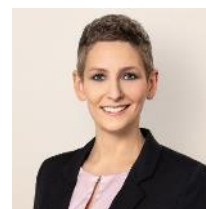


Isha Shah

アソシエイト
フランクフルト/デュッセルドルフ

i.shah@nishimura.com
+49-(0)69-257-298-807

当事務所入所以前は、インドの大手法律事務所のコーポレート/M&Aチームで経験を積み、国内外M&A、ジョイントベンチャー、プライベートエクイティ、ベンチャーキャピタル、コーポレート業務、およびデータ プライバシーを専門とする。会社法、外為法、労働法を中心に日本企業に幅広くアドバイスを提供。ホスピタリティ、ヘルスケア、建設と開発、電子商取引、ニュースメディア、テクノロジー、製造の各分野に注力している。



Miriam Steinke

アソシエイト
フランクフルト/デュッセルドルフ

m.steinke@nishimura.com
+49 (0)69 257 298 804

当事務所入所以前は、ドイツの大手法律事務所でリサーチアシスタントとして経験を積み、民事訴訟、特に集団訴訟に力を入れてきた。また、フランクフルト大学の日本法研究所に勤務し、現代日本法の基礎とその文化的基盤に携わっていた。

外部評価機関からの高い評価



当事務所は、女性の活躍促進に関する取組みが優良な企業に対して厚生労働大臣が認定を与える制度

(えるぼし認定) において、2段階目評価を取得している。



PRIDE指標2023 :
2022年、2021年、
2020年に続き
「ゴールド」を受賞
(4年連続)



ダイバーシティ&インクルージョンに取り組む企業を認定する日本最大のアワードである「D&I AWARD」において、当事務所は最高評価である「ベストワークプレイス」に2年連続で認定



英フィナンシャル・タイムズ主催のFT Innovative Lawyers Awards Asia-Pacific 2021において Law Firm: Diversity & Inclusion部門を受賞



アジア全域の女性弁護士の活躍を称えるALB Women in Law Awards 2023において、最多のノミネート数、最多の受賞数を獲得



Women in Business Law Awards Asia-Pacific 2023において Japan Firm of the Yearを受賞



西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

東京都千代田区大手町 1 – 1 – 2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03 6250 6200

西村あさひ（デュッセルドルフ）

Dreischeibenhaus, 40211 Düsseldorf, Germany

Tel +49 (0)211 88 250 140

西村あさひ（フランクフルト）

Friedrich-Ebert-Anlage 35-37, 60327 Frankfurt am Main, Germany

Tel +49 (0)69 257 298 800